

長崎県後期高齢者医療広域連合口腔ケア事業の実施に  
関する規則

	平成 21 年 3 月 27 日	規則第 2 号
	平成 22 年 3 月 8 日	規則第 3 号
	平成 28 年 2 月 17 日	規則第 1 号
	平成 30 年 4 月 2 日	規則第 5 号
	令和 3 年 3 月 29 日	規則第 5 号
	令和 5 年 1 月 13 日	規則第 1 号
	令和 6 年 2 月 13 日	規則第 1 号
最終改正	令和 6 年 11 月 13 日	規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 11 号）第 5 条の規定に基づき、口腔ケア事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の名称)

第 2 条 事業の名称を『お口“いきいき”健康支援（歯科健診）事業』とする。

(実施主体)

第 3 条 事業の実施主体は、長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）とする。

(事業の実施)

第 4 条 広域連合は、一般社団法人長崎県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）、県歯科医師会の会員である医療機関

(以下「医療機関」という。)及び広域連合長が認める歯科医療機関(以下「指定医療機関」という。)と協力連携して事業を実施する。

(実施医療機関)

第5条 実施医療機関は、医療機関及び指定医療機関とする。

(対象者)

第6条 事業の対象となる者は、受診申込日において広域連合の被保険者である者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者はこの事業の対象としないことができる。

(1) 長崎県内に住所を有しない者

(2) 病院又は診療所に入院している者

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者

(受診の申込)

第7条 事業を受けようと希望する者(以下「受診者」という。)は、その旨を広域連合又は居住する市町に申し込むものとする。

2 受診者は、実施医療機関を通じて広域連合へ申し込むことも可能とする。

(受診券の交付)

第8条 広域連合長は、前条の申込があったときは、その資格を審査し、事業の対象となる要件を備えていると確認したときは、速やかに受診券を交付するものとする。

2 受診券の再交付は、原則として行わないものとする。

(自己負担金)

第 9 条 受診者の自己負担金は、無料とする。

(実施内容等)

第 10 条 実施医療機関は、問診、口腔内の診察及び清掃、口腔機能の向上のための運動並びにセルフケアの指導を行う。

2 実施医療機関は、受診者から事業の実施を求められたときは、高齢者の医療の確保に関する法律第 64 条第 3 項に定める方法で資格を確認し、受診券の提示を受けた後、事業を実施するものとする。

(手数料)

第 11 条 広域連合長は、県歯科医師会又は指定医療機関とそれぞれ協議のうえ、受診に係る手数料を定めるものとする。

(委任)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 8 日規則第 3 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 2 月 17 日規則第 1 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 4 月 2 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 29 日規則第 5 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 1 月 13 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 1 3 日規則第 1 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 1 月 1 3 日規則第 1 1 号）

この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。